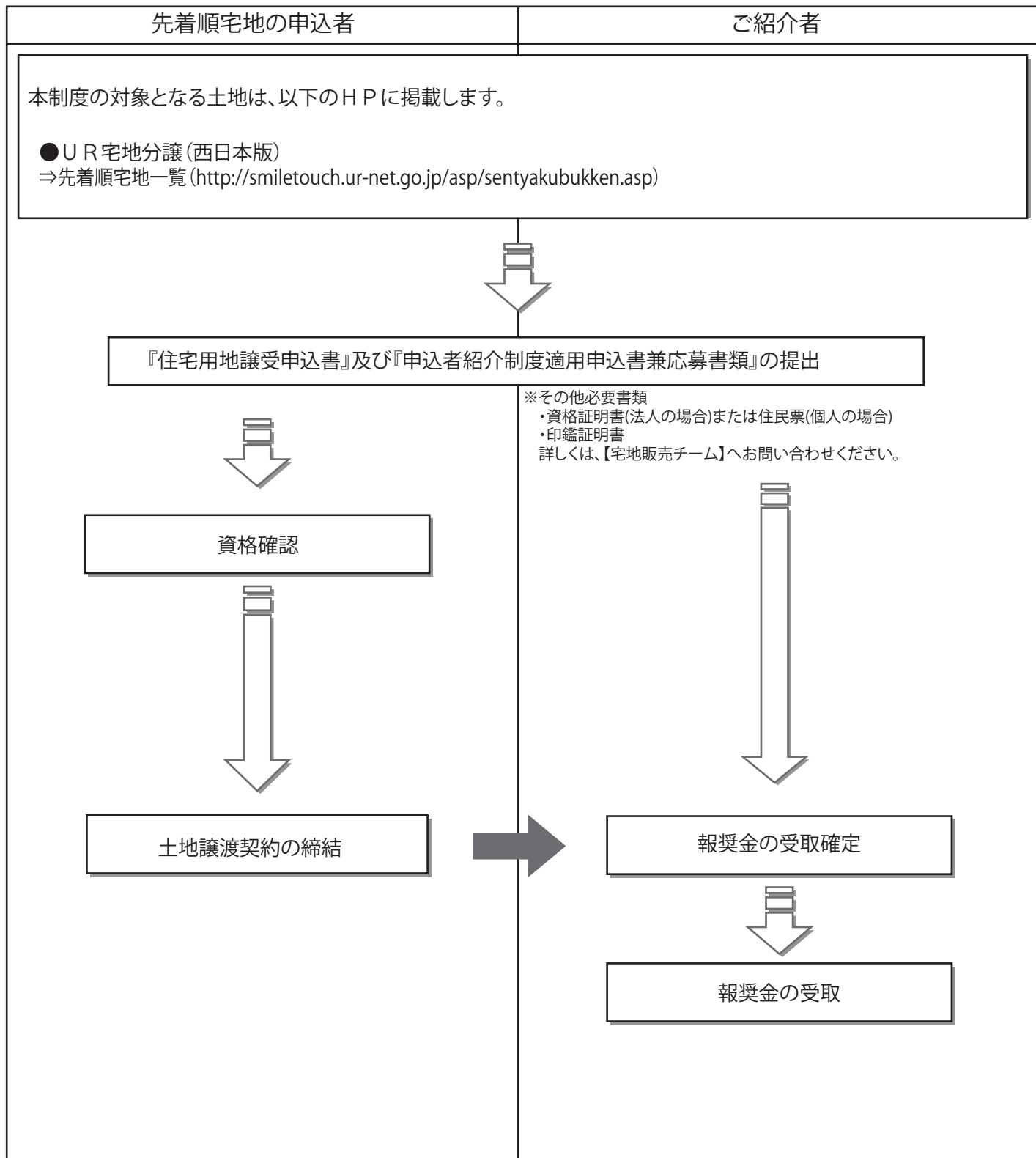


●●●● 申込者紹介制度のご案内 ●●●●

当機構の宅地をお求めになるお客様をご紹介いただき、成約した場合にはご紹介者に報奨金10万円をお支払いする制度です。

申込者紹介制度のながれ



【お問合せ先】

募集販売センター 宅地販売チーム

☎ 06-6346-0983

(平日9時30分～17時40分) 土・日・祝を除く

1. 本制度の概要

本制度は、当機構が制度の対象として指定した宅地（先着順宅地）について、紹介者の方からご紹介いただいたお客様（申込者）と当機構が、土地譲渡契約を締結した場合に、紹介者の方に、一定の報奨金をお支払いするものです。

※新規宅地分譲物件については対象外となります。

2. 紹介者の要件・・・以下の適用除外要件のいずれにも該当しない法人又は個人

- (1) 申込者と同居予定である者
- (2) 紹介者本人、又は紹介者の代表者若しくはこれに準じる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める指定暴力団又はその構成員である者
- (3) 未成年者及び当機構が定める資格を有さない外国人（※詳細はお問い合わせ下さい）
- (4) 当機構の役員等及び申込者紹介制度適用申込書兼応募書類の提出日から過去1年以内にその地位にあった者
- (5) 宅地建物取引業者または『宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第77条』に規定する届出を行っている信託銀行（→あっせん制度をご利用ください）
- (6) 上記以外の場合で、当機構が紹介者として不適切と判断した者
紹介者の方が上記に該当した場合は、申込者紹介制度の適用は不可となります。
（申込者本人の申込みには影響しません。）

3. 報奨金支払いの確定まで

本制度をご利用いただくためには、①申込者の方に、お申しいただくこと②お申込に際して、申込者及び紹介者の記名捺印のある、当機構所定の『申込者紹介制度適用申込書兼応募書類』等をご提出いただくことが、要件となります。

また、手続においては、当機構所定の審査がありますので、申込者の方が各手続を経て、当機構が定める期間までに、当機構と申込者の間で、土地譲渡契約が締結された場合に報奨金支払いが確定するものとします。

なお、紹介者制度を利用して申し込む前提のお客様で宅地のお申込みをインターネットで行う場合は、『申込者紹介制度適用申込書兼応募書類』及び必要書類は、宅地のお申込から1週間以内に郵送または持参してください。それ以降は制度の対象となりませんのでご注意ください。

4. 申込者紹介に関する報奨金額

一律10万円

5. その他の注意事項

- (1) 申込者の方は、一人の紹介者（紹介者のほか、あっせん制度によるあっせん事業者も含む）からの紹介しか受けられません。
- (2) 申込者が、紹介者自身の場合、紹介者の親会社若しくは子会社である場合、SPC（資産流動化法等に基づくTMKを含む）の活用を前提として申し込む場合は、本制度はご利用いただけませんので、ご注意ください。
- (3) その他、当機構が不適切と判断する場合には、本制度の適用をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。